## 砂川市地域サロン活動支援事業 「会場費助成」に係る留意点

サロン団体用

### 【対象となる団体】

以下の要件全てを満たす団体が対象となります。

- ①65歳以上の高齢者が毎回概ね10人以上参加するサロン活動団体
- ②地域住民に開かれ、健康体操等、介護予防につながる活動を行う団体
- ③参加者が徒歩で诵える会場を使用する団体
- ④活動が年6回以上実施する団体
- ※ いきいき運動推進員等による「健康体操」が月1回以上行われていない場合は、助成の対象とならない場合もありますので予めご了承ください。
- ※ 営業・営利・勧誘等を利用目的としている場合及び趣味のサークル等が その構成員を対象として行う活動は対象になりません。

### 【助成金】

活動に要する会場使用料を全額助成いたします。ただし、次の事項にご留意ください

- (注1) 助成する会場使用料は、毎月4回までとなります。
- (注2) 会場使用料は、実際にサロン団体が請求を受ける金額としてくだ さい。
- (注3) 活動の実態がない、または使用する会館等の使用料が明確でなく明らかに過剰請求と見込まれる場合は助成対象外となり、助成後は返還を求めることとなります。

#### 【申込み・請求】

助成を希望する団体は、所定の様式により、予め市に申請をしてください。 助成金を請求する場合は、実績報告に請求書を添えて提出ください。なお、 請求書においては次の点にご留意ください。

- (注1) 請求書の宛先は「砂川市(○○団体)」とし、内訳は「○○団体 サロン活動費」として開催日及び金額が明確に分かるようにして下 さい。
- (注2) 助成金の支払いは指定口座へのお振込みとなりますので、請求に 併せて振込先口座をお知らせ願います。

# ◇主な流れ

① サロン団体

⇒ 申請

② 砂 川 市

₩ 承認•不承認通知(郵送)

③ サロン団体

実績報告、請求書提出

※請求については改めて留意事項をご参照ください

④ 砂 川 市

⇒ お支払い

サロン団体 ※直接、会館(会場)管理者へ支払うことも可能